文教委員会資料①

- 1 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明
 - (1) 議案第120号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

資料 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

> こども未来局 (令和3年8月30日)

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例
平成26年9月5日条例第35号	平成26年9月5日条例第35号
目次	目次
第1章 総則(第1条~第24条)	第1章 総則(第1条~第24条)
第2章 家庭的保育事業(第25条~第29条)	第2章 家庭的保育事業(第25条~第29条)
第3章 小規模保育事業	第3章 小規模保育事業
第1節 通則(第30条)	第1節 通則(第30条)
第2節 小規模保育事業A型(第31条~第34条)	第2節 小規模保育事業A型(第31条~第34条)
第3節 小規模保育事業B型 (第35条・第36条)	第3節 小規模保育事業B型(第35条・第36条)
第4節 小規模保育事業C型(第37条~第40条)	第4節 小規模保育事業C型(第37条~第40条)
第4章 居宅訪問型保育事業(第41条~第45条)	第4章 居宅訪問型保育事業(第41条~第45条)
第5章 事業所内保育事業 (第46条~第52条)	第5章 事業所内保育事業(第46条~第52条)
第6章 雑則	(新設)
附則	附 則
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪	第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪
問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第15条第1項及び第2	問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第15条第1項及び第2
項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項	項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項
まで並びに第23条第1項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が	まで並びに第23条第1項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が
適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了	適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了
後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第	後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第
120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育を	120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育を
いう。 <u>以下この条</u> において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、	いう。 <u>第3号</u> において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に
次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以	
下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な	(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な
提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容	提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容

改正後	改正前
に関する支援を行うこと。	に関する支援を行うこと。
(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等	(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等
により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に	により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に
代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。) を提供するこ	代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。) を提供するこ
と。	と。
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児	(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児
(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第46条に規定するその他の	(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第46条に規定するその他の
乳児又は幼児に限る <u>。第4項第1号において同じ</u> 。)を、当該保育の提供	乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳
の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き	幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入
当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	れて教育又は保育を提供すること。
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満	保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満
たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることがて	たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることがで
きる。	きる。
(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの	(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう	(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられていること。	にするための措置が講じられていること。
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の	3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に	区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に
係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所	(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所
(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所にま	(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所にお
いて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保	いて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保
育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育	育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育
事業A型事業者等」という。)	事業A型事業者等」という。)
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を	(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を
勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認め	勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認め

改正後	改正前
る者	る者
4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し	4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し
ないこととすることができる。	ないこととすることができる。
(1) 市長が、法第24条第3項(法附則第73条第1項の規定により読み替	(1) 市長が、法第24条第3項(法附則第73条第1項の規定により読み替え
えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、家庭	て適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、家庭的保
的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取	育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う
り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し	措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用
て、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は	乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供
保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	されるよう必要な措置を講じているとき。
(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施	(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設
設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除	の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
<.).	
5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者	5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者
等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員	等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員
が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項	が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項
第3号に掲げる事項に係る連携協力を行なう者として適切に確保しなけれ	第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければ
ばならない。	ならない。
(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の	
規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に	規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に
規定する業務を目的とするものに限る。)	規定する業務を目的とするものに限る。)
(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする	
施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする	施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする
乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けている	
もの	もの
略	略
第6章 雑則	(新設)
<u>(電磁的記録)</u>	
第53条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類	

改正後	改正前
するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、	
<u> 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ</u>	
とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい	
て同じ。) で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、	
書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その	
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ	
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う	
<u>ことができる。</u>	